

令和8年度服務研修年間計画書

三鷹市立第二小学校長 五味川 直季

月	重点取組目標	研修内容
4月	服務の厳正と公務員倫理の徹底 年度当初の事故防止	・服務の根本や基本事項、教職員が負う責任を確認する。（『使命を全うする！』『服務事故防止に向けた自己点検チェックシート』の活用）
5月	個人情報の適正管理 校外学習・行事に伴う事故防止	・児童情報、成績資料、写真・動画、名簿等の持出し・保管・廃棄のルールを事例で確認する。 ・メール送受信時の複数確認、BCC使用、パスワード設定、プリンター設定確認を行う。 ・校外学習を行う際の、校外での情報管理、引率時の服務、緊急時対応を確認する。
6月	ICT・校務用端末の適正利用 SNS等を利用した私的なやり取りの禁止	・校務PC、クラウド、USB、共有フォルダ等の適切な利用を確認する。 ・児童との私的なSNS等のやり取り禁止、教職員個人の発信が信用失墜につながることを確認する。
7月	体罰・不適切な指導・暴言の防止 児童理解に基づく指導 (東京都服務事故防止月間)	・体罰、不適切な指導、暴言等の章を基に、具体例と処分事例を学ぶ。（『使命を全うする！』の活用） ・アンガーマネジメントと組織的対応の視点から、感情に頼らない指導を確認する。
8月	交通事故・交通違反の防止 通勤時の服務規律の徹底	・交通事故・交通違反等を行ってはならないことを再確認する。
9月	ICT・校務用端末の適正利用 職場のパーソナルコンピュータ等の不正使用防止	・校務PC、クラウド、USB、共有フォルダ等の適切な利用を確認する。 ・勤務時間中の私的なSNS利用の禁止、校務用端末の目的外使用の防止、校務データの適正な管理を確認する。
10月	不適正な会計処理、不適切な現金の取扱い	・学校徴収金、備品購入、現金取扱い、複数確認の原則など会計事故防止の基本を確認する。 ・業者、保護者、地域等の利害関係者との接触で問題となる行為を事例で確認する。
11月	児童生徒性暴力等、不適切な身体接触・セクシュアル・ハラスメント、性的姿態等撮影（盗撮）の防止	・服務事故防止月間として、児童生徒性暴力等防止法の趣旨、盗撮、セクシュアル・ハラスメント等の禁止を確認する。 ・児童アンケートや校内の気付きから、不適切な指導の未然防止を図る。 ・相談、報告、初動対応の流れを校内で確認する。
12月	飲酒に伴う不適切行為の防止 (東京都服務事故防止月間)	・飲酒運転、酒気帯び、自転車利用時を含む交通違反や信用失墜行為の重大性を確認する。
1月	服務の基本の再確認 文書・成績情報の適正管理	・法令遵守、職務命令、報告・連絡・相談、守秘義務など服務の基本を再確認する。 ・成績処理、指導要録、引継資料の作成・保管・共有のルールを確認する。
2月	教職員としての規範の再確認 職務専念義務・欠勤等の防止	・教職員としての言葉遣い、服装、来客対応等、社会的信用を支える日常の規範を確認する。 ・職務専念義務、適正な出退勤、報告・連絡・相談の徹底など、服務規律の基本を確認する。
3月	年度末の振り返りと校内点検 次年度への改善	・指導要録、成績表、保健調査票等を校内規定に基づいた適切な管理・保管の徹底をする。 ・『使命を全うする！』の内容と自校課題を照らして、次年度の重点を設定する。